

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（517）」

2. 日時：平成29年2月8日 10時30分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 13階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、櫻井安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他10名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- システムエンジニアの育成について、具体的な規模・目標等について説明すること。
- CFAM及びSFAMの位置づけ、活動内容等の詳細について説明すること。
- 事故対応時やケーブル問題時の教訓（グッドプラクティス含む。）について説明すること。
- トラブル情報の活用における「大局的な視点」の具体例について説明すること。
- トラブル情報の活用の定義並びに入手手段及び時期について説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 原子力事業者の技術的能力に関する

審査指針への適合性について